

令和5年10月1日より **インボイス制度** が施行されます。

インボイス制度(適格請求書等保存方式)は、新しく施行される消費税の仕入税額控除の方式です。

オートオークション参加の皆さま

適格請求書発行事業者 にご登録ください。

また、「登録番号」をオークション会場へ
お知らせください。

インボイス制度に対応するためには **適格請求書発行事業者** への登録
が必要です。

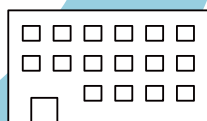
オークション会場では **媒介者交付特例** の適用を受けるため、皆さまの
適格請求書発行事業者「登録番号」 を把握する必要があります。



国税庁



オークション
参加者



オークション
会場

適格請求書発行事業者への登録申請をする。

インボイス制度が始まる令和5年10月1日から登録を受けるためには
令和5年3月31日までにe-TAXもしくは税務署への申請が必要になります。

■詳しくは インボイス制度特設サイト

☎0120-205-553 (無料)

受付時間 9:00~17:00 (土日祝除く)



適格請求書発行事業者の登録完了。

適格請求書発行事業者「登録番号」が発行されます。

適格請求書発行事業者「登録番号」を通知する。

オークション会場では、**媒介者交付特例**の適用を受けて皆さまに代わり、
計算書を以ってインボイスの発行を行います。

このため、皆さまの **適格請求書発行事業者「登録番号」**の把握が必要に
なりますので、ご参加のオークション会場まで通知をお願いします。

An invoice system will come into effect on **October 1, 2023**.

The invoice system (Qualified Invoice Retention System) is for the new purchasing tax deductions for consumption tax.

To all auto auction participants

Please register as a Qualified Invoice Issuer.

Also, please tell the auction venue
your Registration Number.

Registration as **a Qualified Invoice Issuer** is required to use the invoice system.

In order to qualify under **the Agency Issuance Special Provisions**, the auction venue needs to know **your Qualified Invoice Issuer Registration Number**.



National Tax Agency



Auction Participant



Auction Venue

Apply for registration as a Qualified Invoice Issuer.

In order to be registered by October 1, 2023, when the invoice system begins, **you must apply using e-TAX or at your tax office by March 31, 2023.**

■ For more information, please refer to the special invoice system website

☎ **0120-205-553 (toll-free)**

Reception hours 9:00~17:00 (excluding weekends and holidays)



Registration as a Qualified Invoice Issuer is complete.

A Qualified Invoice Issuer Registration Number is issued.

Tell the auction venue your Qualified Invoice Issuer Registration Number.

The auction venue will issue invoices with statements on your behalf based on **the Agency Issuance Special Provisions**.

For this reason, they need to know **your Qualified Invoice Issuer Registration Number**, so please notify the auction venue you participate in.

令和4年6月30日

会員各位

JU愛知（愛知県中古自動車販売商工組合）
理事長 兼松 幸生
流通委員長 加藤 勇東

適格請求書発行事業者登録番号（インボイス登録番号）のご提出のお願い

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素はJU愛知オークションに格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が施行されます。制度開始に伴い、当組合におきましても皆さまの「適格請求書発行事業者登録番号」の把握が必要となります。

つきましては、貴社におかれましても、管轄のインボイス登録センター等へこの登録番号の取得を頂き、「適格請求書発行事業者の登録通知書の写し」もしくは、「国税庁公式サイトの写し」に会員番号と会社名を明記の上、郵送または、FAXにてご返信賜ります様お願い申し上げます。

敬具

**インボイス登録番号のご連絡をいただけない場合、令和5年10月1日以降のオークションへご参加することが出来なくなりますのでご了承ください。
（出品店様及び落札店様双方）**

※ 令和5年10月1日よりインボイス制度の登録を受けるためには、令和5年3月31日までに
税務署の登録申請が必要となりますので、ご注意の程お願い申し上げます。

その他、インボイス制度に関する詳細は、別紙DMをご参照の程お願い申し上げます。

◎返信FAX番号：0567-55-2882

◎郵送先：〒490-1443 愛知県海部郡飛島村新政成字戌之切932-1 JU愛知 宛

ご回答期限：令和5年9月1日

詳しくは、JU愛知 総務課までお問い合わせください。

TEL：0567-55-1201